

不祥事防止のための校内ルール

岡山県立矢掛高等学校

矢掛高校では、教職員が生徒を指導する際のルールを次のように定め、厳守しています。

○ 携帯電話使用のルール

- ① 生徒の携帯電話に電話・メールをすることは原則として禁止する。生徒へ連絡する必要がある場合には、公用の電話・メールを使用し、保護者を通じて連絡する。生徒の携帯番号・メールアドレスを取得しない。教員の携帯番号も伝えない。
- ② 生徒の安全確保を図るため、やむを得ず緊急時の連絡先として携帯電話の番号等を取得したり、伝えたりする場合には、教頭に相談の上『携帯電話連絡承諾書』により保護者から承諾を得る。
- ③ 緊急時であって、やむを得ず生徒の携帯電話に電話する（した）場合、『携帯電話連絡履歴簿』に記入する。

○ 個別指導におけるルール

～誰も知らない密室での1対1の個別指導とならないように～

※ 複数の教員での対応が原則である。

- ① 個別指導をする前に、担任もしくは学年主任などに「誰と何についてどこでするのか」を伝える。
- ② 個別指導を終わった後に、個別指導の概要を担任および学年主任に伝える。

○ 学校徴収金に関するルール

- ① 徴収金は通帳で管理する。教科や部活動で、生徒から現金を徴収するときは、専用の口座を設けて管理することが義務づけられている。口座の名義は出納責任者（教頭か事務長）とする。例外として、徴収金をただちに業者へ支払い、現金が手元に残らない場合は必要ない。
- ② 徴収した生徒の保護者へ書面で決算報告する。
- ③ 毎月締め、調書・出納簿・通帳残額のチェックをうける。

○ 教職員の自家用車への同乗についてのルール

公共交通機関等を使うことを原則するが、

- ・災害の発生等により、急病人の救護等の用務を行う場合
- ・学校の管理下において行われる教育活動であって生徒引率をする場合で、通常利用する公共交通機関がないこと、その運行便数が少ないとこと等により、指導上適切な対応ができない場合

は例外とし、次のすべての項目を満たしている場合は許可となる。

- ① 校務に使用する自家用車で、届をしている教職員が運転する。
- ② 搭乗者保険1000万円以上がついている任意保険に加入していること。
- ③ 運転が深夜にならない。
- ④ 活動の届（職員室白版へに記入および練習試合以外では派遣申請）をしている。
- ⑤ 旅行申請書が提出されている。急病人の救護等では、事後になってもよい。
- ⑥ 該当生徒の保護者に、該当活動での了解を同意書により得ている。急病人の救護等では、電話連絡での同意でよい。
- ⑦ 生徒引率では、自家用車生徒等同乗使用申請書により校長の承認を得ている。急病人の救護等では、口頭により管理職の承認を求めてよい。

※ ルールに反することや体罰・セクハラの心配がある場合の相談窓口

○学校の相談窓口…生徒課長・教育相談係・養護教諭・教頭

○県の相談窓口

・部活動における体罰に関することは、岡山県教育長保健体育課 086-226-7592

・その他の体罰に関することは、岡山県教育厅義務教育課生徒指導推進室 086-226-7589

・セクハラに関することは、上記生徒指導推進室または岡山県総合教育センター 0866-56-9115